

令和6年度「青森市総合福祉センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市総合福祉センターについては、社会福祉法人青森市社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年12月24日

施設名	青森市総合福祉センター
設置目的	児童・老人・身体障がい者等に対して各種の福祉サービスを提供するとともに、市民、市民組織等の協力による福祉活動を助長し、もって総合的に市民の福祉の向上を図る。
所在地	青森市中央3丁目16番1号
指定管理者	【名 称】社会福祉法人青森市社会福祉協議会 【代表者】会長 成田 幾末 【住 所】青森市本町4丁目1番3号
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	業務員の配置	管理責任者のほか、施設の管理運営に必要な人員が効率的に配置されている。	○	
	業務員の研修	全職員を対象に、接遇や緊急時における対応に係る内部研修に加え、外部の専門講師による各種福祉サービスの研修についても状況に応じた形式で実施している。	○	
	施設、設備の維持管理	施設の安全管理及び利用者の利便性向上のため、定期的な保守点検及び随時の維持修繕が適切に行われている。	○	
	防犯、防災、緊急時の対応	定期的な避難訓練を実施しているほか、災害時の連絡・配備体制を整えるなど、緊急時への備えが適切に行われている。	○	
	個人情報の保護	各種法令や指定管理者が策定している個人情報保護規程に則り適正に実施されており、インターネットに接続可能な端末内には個人情報保存せず、また個人情報の記録媒体については管理責任者が一括管理するなどの保護対策が取られている。	○	
運営について	環境保全・負荷低減実施	設備の効率的な稼働により電気・燃料・水道等の使用削減に努め、省エネルギーの推進を図っている。	○	
	平等な利用を確保するための方針	公共施設として公平性の確保に努めるほか、高齢者、障がいのある方や児童に対して配慮した運営を行っている。	○	
	利用者等の要望の把握と反映方法	施設内に無記名で投函できる「ふれあい箱」を設置するなど、常に利用者からの要望や意見等の把握に努め、可能な限り柔軟に対応している。	○	
	サービス向上の対策	市と随時意見・情報交換するとともに、毎年、指定管理者、地区社協、町会、民生委員児童委員、市民組織ボランティア等で構成される「福祉増進センター等運営協議会」を開催し、サービスの向上及び反映方法について検討している。	○	
	青森市総合福祉センター事業の実施	高齢者、身体障がい者への入浴サービスは、週4日（高齢者：週3日、身障者：週1日）実施。さわやか趣味講座については全25講座を開設。手話教室は週1回、点字教室は月2回程度、手話通訳者養成講座は週1回開催。児童センターについても、児童や親子が楽しめるイベントを随時企画するなど、各事業を適切に実施している。	○	

【総合評価】

管理については、業務員の配置から環境保全・負荷低減実施まで、協定書・仕様書及び事業計画の内容に沿って適切に実施している。

運営については、利用者の意見・要望の把握に努めながら、サービス向上について検討している。

また、実施事業についても、計画通り適切に実施されており、児童・高齢者・障がいのある方などさまざまな利用者が使用する施設の特性を踏まえ、利用者の立場に立った運営を心掛けている。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】福祉部 福祉政策課

【電 話】017-734-5315

【メール】kenko-fukushi@city.aomori.aomori.jp